

史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設基本設計業務
公募型プロポーザル実施要領

（令和 7 年 7 月 7 日）

1 公募型プロポーザルを実施する趣旨

史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）は、かつての犬山城の入口であり、城内と城外を区画する歴史的に重要な場所であった大手門枳形の一部である。

史跡整備の一環として設置する便益施設の基本設計業務発注にあたり、高度な創造性、設計力及び豊富な経験を有し、周辺が都市化された史跡指定地という特殊な環境下において、史跡整備内容及び周辺景観と調和した便益施設を設計することができる設計者を選定することを目的として、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱及び本要領に基づき公募型プロポーザル方式で受注候補者を選定する。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設基本設計業務 |
| (2) 所 在 地 | 犬山市大字犬山字北古券 1 番 外 6 筆 |
| (3) 敷 地 面 積 | 3, 4 2 0. 6 5 m ² （実測面積 ※犬山市福祉会館跡地全体） |
| (4) 建 物 用 途 | 便益施設（トイレ、休憩所） |
| (5) 工 事 内 容 | 新築工事 |
| (6) 建物規模・構造 | 規模：1 4 4 m ² 以下 構造：鉄骨造又は木造の平屋建 |
| (7) 建 設 位 置 | 敷地南西側の犬山市福祉会館建設・解体による攪乱層の範囲
（「12 提供可能な資料等」（3）犬山城大手門枳形跡（犬山市福祉会館跡地）調査区・構造物位置図 参照） |

(8) 地域地区等

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ア 用途地域 | 近隣商業地域 |
| イ 建 ぺ い 率 | 8 0 % |
| ウ 容 積 率 | 2 0 0 % |
| エ 防火地域 | 準防火地域 |
| オ 日影規制 | 1 0 m 超、3 時間／5 時間、測定面 4 m |
| カ 地区計画 | なし |
| キ 高度地区 | なし |
| ク 景観計画 | 犬山城周辺地域（城下町ゾーン） |
| ケ 文化財保護法 | 史跡犬山城跡 ※指定手続き中 |

(9) スケジュール及び予算

- | | |
|----------|---|
| ア スケジュール | |
| 基本設計 | 令和 7 年度 |
| 実施設計 | 令和 8 年度 |
| 建築工事 | 令和 9 年度～1 0 年度 ※史跡整備工事と調整の上決定する |
| イ 概算工事費 | 新築工事 7 5, 0 0 0 千円（税込）
※衛生設備含む。展示物、電気・給排水の引込及び地盤補強
工事費を除く |

(10) 基本方針

「史跡犬山城跡整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を確認すること。

(11) その他

- ア 測量調査（令和 6 年度別途発注済）
 - ・敷地の現況測量を実施
- イ 地質調査（令和 6 年度別途発注済）
 - ・機械ボーリング、標準貫入試験、室内土質試験を実施
 - ・犬山市福社会館建設時（昭和 44 年）の地質調査資料あり
- ウ 工事用車両進入道路
 - ・敷地東側市道より進入可

(12) 業務内容等

- ア 史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設基本設計業務
※別紙「設計業務の範囲等」参照
- イ 犬山城調査整備委員会への対応（3 回程度）
 - ①配布資料作成
 - ②委員会への出席、資料説明及び委員等からの質疑への回答
（※オンラインでの出席も可とする）
 - ③技術的助言や検討結果について基本設計へ反映

(13) 委託料上限額

6, 853 千円（税込）

なお、契約保証金は免除とする。支払時期は契約に定める。ただし、委託料には旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、又は複数の法人により構成する共同体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する場合は、構成員のすべてが次の（１）～（７）の掲げる要件を備えていること。

- （１）令和 6 年度、7 年度犬山市入札参加資格者名簿において、建築設計の業種登録事業者（以下「登録事業者」という。）であること。
- （２）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （４）政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (5) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- (6) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和2年3月30日締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

4 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者は一級建築士であること。
- (2) 総括責任者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 業務の全部を再委託しないこと。
- (4) 意匠分野を再委託しないこと。
- (5) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先が指名停止期間でないこと。

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルを提案する者は次の書類を提出すること。

様式	書類名	部数	提出期限
様式第1	参加意向申出書	1部	令和7年8月5日（火）
任意	代表者情報 ※代表者の氏名(ふりがなを付す) 性別、住所、生年月日を記載		
様式第5	提案書（表紙）	10部	令和7年8月21日（木） ※様式第1と同時提出も可 ※片面印刷 ※左上留（ホチキス等）
様式5-A	事務所の概要		
様式5-B	総括責任者の経歴等		
様式5-C	史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設への提案（技術提案書）		
任意	基本設計委託料に係る見積書 ※税込額を記入	1部	

※各種様式については、犬山市ホームページからダウンロードすること。

※提出された資料の返却は行わない。

(2) 提出場所

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地（市役所本庁舎3階）
犬山市教育委員会歴史まちづくり課 担当：渡邊

(3) 提出方法

持参、宅配便、郵送

宅配便及び郵送（提出期限当日までに必着のこと）により参加意向申出書等を受け付けた場合、参加意向申出書のEメールアドレス宛に犬山市より受領確認のメールを送信する。

※提出期限当日までに書類が整っていない場合は、失格とする。

6 実施スケジュール

プロポーザル公募開始		令和7年7月7日（月）から
審査	質問受付期限	令和7年7月18日（金）午後5時
	質問回答	令和7年7月23日（水）予定
	参加意向申出書等提出期限	令和7年8月5日（火）午後5時
	提案資格確認結果通知	令和7年8月8日（金）予定
	提案書等提出期限	令和7年8月21日（木）
	提案プレゼンテーション及び ヒアリング（審査委員会審査）	令和7年8月29日（金）予定
	審査結果通知	令和7年9月12日（金）予定

※参加意向申出書の受付後に提案資格要件を確認し、確認結果を通知する。

※確認に時間を要する項目は「確認中」として通知する。「確認中」として通知した項目について、通知後に要件を満たしていないことを確認した場合、提案を無効とし、その旨を通知する。

7 質問及び回答

(1) プロポーザルに関する質問書（様式5-D）の提出（電子メールのみ受付）

ア 提出期限：令和7年7月18日（金）午後5時（必着）

イ 提出先：犬山市教育委員会歴史まちづくり課 担当：渡邊

E-mail：070700@city.inuyama.lg.jp

ウ 提出方法：様式5-Dを電子メールで送信

エ 電子メールを送信した場合は、電話にて受信確認を行うこと。

オ 電子メールを送信する際の表題は「史跡犬山城跡プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日：令和7年7月23日（水）（予定）

イ 回答方法：市ホームページに掲載

ウ 回答にあたり質問全てを公表するが、質問者の事業者名は公表しない。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

8 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施場所等

ア 場 所 シンエイライフ犬山ライブラリー（犬山市立図書館）2 階 視聴覚室
愛知県犬山市大字犬山字東古券 3 2 2 番地 1（名鉄犬山駅徒歩 5 分）

イ 日にち 令和 7 年 8 月 2 9 日（金）予定

ウ 出席者 説明者は総括責任者を含む 3 名以内とする。原則として説明者以外の者の出席は認めない。

エ 時 間 ①提案内容の説明：2 0 分以内

②質疑応答：1 0 分程度

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの日程、タイムスケジュール等の詳細は、令和 7 年 8 月 8 日（金）までに別途通知する。

(3) 提案内容の説明に際しては、提出した技術提案書（A 0 程度に拡大し出力した紙、又は、プロジェクター等を使用し、拡大映像での説明も可）のみを使用すること。提出した技術提案書以外を拡大使用した場合、提出された技術提案書は無効となる。また、ヒアリング時の追加資料の配布は認めない。

(4) 拡大映像で説明する際のパソコンは、提案者で用意すること。プロジェクターについては、事務局で用意した機器を使用する。プロジェクターの仕様等については参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし交通機関等の事故等やむを得ない理由が有る場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(6) プレゼンテーション・ヒアリングを行う順番は、参加意向申出書の受付順とする。

(7) プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

9 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

犬山市附属機関設置条例（平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日条例第 3 6 号）犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則（平成 2 9 年規則第 1 1 号）に基づく審査委員会を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

ア 審査委員会において技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

イ 評価項目のうち、1～3 については、提出書類により事務局（歴史まちづくり課）で評価を行う。

ウ 「4 業務の実施方針等」については、プレゼンテーション・ヒアリングを行った後に審査委員会の各委員が評価を行う。

(3) 審査基準

評価項目ごとの配点に基づく総得点方式によるものとする。

ア 評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
1 設計事務所の能力	技術者数	5 点
2 総括責任者の能力	資格・経験、繁忙度	10 点
3 見積書	見積金額	10 点
4 業務の実施方針等	業務の理解度	15 点
	設計上の配慮事項の理解度	10 点
	A. 史跡整備及び周辺景観との調和に対する考え方	20 点
	B. 便益施設の仕様	15 点
	C. 整備後のイメージ	10 点
	取組意欲・質疑応答	5 点
合計		100 点

イ 評価項目ごとに評価を行い、評価を合計したものを各委員の評価点とする。

ウ 提案者から提出された見積額が委託料上限額を上回る場合は審査の対象としない。

エ 提案者が最低限満たすべき審査基準点は、審査委員の評価点数の平均値が6割以上とする。この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。

(4) 選定

ア (3) 審査基準に基づき審査を実施した結果、受注候補者1者、次順位受注候補者1者を選定する。

イ 複数の提案者の総得点が同点で並んだ場合には、「4 業務の実施方針等」の合計点が最も高い提案者を選定する。再度同点の場合は、「4 業務の実施方針等」のうち、「技術提案のテーマ(A～C)」の合計点数が最も高い提案者を選定する。

ウ 提案の数が1である場合も審査を行い、審査基準点を上回る場合に受注候補者に選定する。

10 審査結果の通知、公表

審査完了後、市内部で組織する入札契約審査会での確認、決定を経て、提案者全てに対し結果を通知する。また、契約締結後、選定結果を犬山市ホームページで公表する。公表する内容は、提案者数、決定された受注候補者名及び次順位受注候補者名とする。

11 設計業務契約

(1) 契約の締結

犬山市は、受注候補者となった者と史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設基本設計業務委託の契約交渉を行う。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次順位受注候補者と契約に係る交渉を行う。また、業務委託契約を締結するまでの間に、犬山市から指名停止の措置を受けた時も同様とする。

(2) 契約期間

令和7年9月下旬から令和8年3月下旬を予定

(3) 担当部署との協議

契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行う。協議に際しては、受注候補者は誠実に協議に応じなければならない。

(4) その他

具体的な設計業務については、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、犬山市、文化庁等関係機関との協議及び犬山城調査整備委員会での検討結果に基づいて実施するものとする。

12 提供可能な資料等

プロポーザルの関連情報として、以下の資料を提供する。ただし、(4)～(9)の資料については、希望者に対して電子データを個別に送付する。

資料の送付を希望する場合は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課に対して、表題を「史跡犬山城跡プロポーザル資料提供希望」とし、希望する資料名を本文に記載した電子メールを送付し、電話にて受信確認すること。

(1) 史跡犬山城跡整備基本計画（犬山市ホームページに掲載）

(2) 国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画（犬山市ホームページに掲載）

(3) 犬山城大手門枅形跡（犬山市福社会館跡地）調査区・構造物位置図（犬山市ホームページに掲載）

(4) 犬山城跡第6・7次発掘調査報告書－大手門枅形跡(犬山市福社会館跡地)の調査－

(5) 犬山市福社会館跡地境界確定図

(6) 犬山市福社会館解体設計図（抜粋）

(7) 残置基礎杭位置図・座標

(8) 犬山市福社会館跡地と大手門枅形関連構造物の位置関係（推定）

(9) 犬山市福社会館建設時（昭和44年）の地質調査（ボーリング調査、標準貫入試験）資料

13 その他

(1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を遵守すること。

(2) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- (3) 提案に要する費用は全て提案者の負担とする。提出された書類一式は返却しない。
- (4) 応募書類の提出後の辞退は、プレゼンテーション及びヒアリング審査の前日まで可能とし、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (5) 応募書類等は、犬山市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、公開する場合がある。
- (6) 応募書類等の著作権は、提案者に帰属する。なお、当事業に関し公表する場合及び本市が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (7) 応募書類等に含まれる著作権・特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (8) 受注候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受注候補者の決定をもって提案者の企画提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (9) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、犬山市が契約書を作成する。
- (10) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 本プロポーザル公募開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触をした場合
 - エ 見積書の金額が上限額を超える場合
- (11) 『史跡等整備の手引き』（平成17年6月 文化庁文化財部記念物課監修）の内容を十分に理解した上で、設計業務を進めること。
- (12) 同時期に進められる「史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）整備基本設計」の関係者と十分な協議を行い、設計業務を進めること。
- (13) その他本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

14 事務局

〒484－8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地（市役所本庁舎3階）

犬山市教育委員会歴史まちづくり課 担当：渡邊

電話：0568－44－0354（直通）

E-mail：070700@city.inuyama.lg.jp